

令和2年 第12回

教育委員会定例会会議録

とき 令和2年11月10日

品川区教育委員会

令和2年第12回教育委員会定例会

日 時 令和2年11月10日(火) 開会：午後2時  
閉会：午後3時50分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊  
教育長職務代理者 菅谷 正美  
委 員 富尾 則子  
委 員 海沼 マリ子  
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 齋藤 信彦  
庶務課長 有馬 勝  
学務課長 篠田 英夫  
指導課長 工藤 和志  
教育総合支援センター長 矢部 洋一  
品川図書館長 横山 莉美子  
スポーツ推進課長 中元 康子  
統括指導主事 丸谷 大輔  
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶務係長 小林 則雄  
書 記 稲生 彩夏  
書 記 中嶋 康二

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を  
非公開とした。

## 次第

- 協議事項 1 12月補正予算について
- 協議事項 2 令和3年度予算要求について
- 報告事項 1 「品川区スポーツ推進計画（素案）」およびパブリックコメント  
の実施について
- 報告事項 2 令和3年度入学希望申請の状況について
- 報告事項 3 多子家庭学校給食費補助金交付事業における税法上の未婚のひとり親の取扱いについて
- 報告事項 4 指導主事の任免等について（休職）
- 報告事項 5 令和2年秋の叙勲受章者について
- その他 令和2年12月、3年1月の行事予定について

令和2年第12回教育委員会 定例会

令和2年11月10日

【教育長】 ただいまから令和2年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、富尾委員、海沼委員を御指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

本日の会議の持ち方についてですが、日程第2 報告事項4 指導主事の任免等について（休職）、この会議の持ち方について、まずお諮りしたいと思います。

本件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして非公開の会議と致したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1 協議事項1、12月補正予算について。日程第1 協議事項2、令和3年度予算要求について。

本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてはどのように考えておりますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 12月補正予算について及び令和3年度予算要求については、区議会の議決前の案件であります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から非公開の会議とすることが適切であると判断しております。

以上です。

【教育長】 ただいま庶務課長より説明がありました。本件につきましては、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議とし、会議日程を変更して全ての会議の終了後に会議を開くこととしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定いたしました。

では、日程第2 報告事項1に移ります。

品川区スポーツ推進計画（素案）及びパブリックコメントの実施について説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長。

【スポーツ推進課長】 改めまして、文化スポーツ振興部スポーツ推進課長、中元康子でございます。本日は、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度から策定の準備を進めておりました品川区スポーツ推進計画でございますが、策定に当たり、国の定める法律でありますスポーツ基本法第10条第2項に基づき、教育委員会に御報告に参りました。

本日、お配りしております素案でございますが、素案の（案）というホチキスどめ2か所の冊子をお配りしてございますが、こちらは10月29日に開催されました品川区スポーツ推進計画策定委員会に提出した段階のものでございます。

現在は、当日、委員から出された意見を元にして更新の作業を行っているという状況でございます。

それでは、資料2のA4サイズの資料の鑑文を使いまして御報告申し上げます。

品川区スポーツ推進計画（素案）及びパブリックコメントの実施について。

1 策定の目的、策定の目的は、これまで進めてまいりました地域の実情や区民の自主性を重視した取組を大切にしつつ、今後も変化を続けると予想される社会経済状況やスポーツ政策動向を踏まえたスポーツ施策を体系的に推進するため、品川区スポーツ推進計画を策定するというものでございます。

次に、2 基本理念でございます。「スポーツの力でつなぐ みんなの笑顔が輝くまちしながわ」としてございます。

3 計画期間でございますが、令和3年度から令和12年度までの10年間として、策定後5年間を目途に中間見直しをさせていただき予定でございます。

4のこれまでの経緯でございますが、令和元年度より学識経験者の方々、区内関係団体代表者の方々、学校長、先生、区民公募者、区関係部長で構成した品川区スポーツ推進計画策定委員会を設置してございます。

会議の日程等の記録は、記載のとおりでございます。

5の概要でございます。こちらは、別添のA3で青いラインが入ってございます品川区スポーツ推進計画（素案）の概要を御参照願います。

本日、お配りしました冊子の内容は、膨大な量ですので、そちらをA3、1枚にまとめたものでございます。A3サイズの資料に沿いまして素案の内容を御説明いたします。

左上の第1章-1 計画の目的は先ほど申し上げたことと同じですので、省略させていただきます。

第1章-2 計画の位置付けでございますが、これは、本計画と関連のある上位計画などを示したものになります。

品川区の品川区基本構想の下に作られている品川区スポーツ推進計画という図になってございます。

次に、第1章-3 計画の期間は、先ほど申し上げたとおりでございます。

真ん中の列でございますが、第2章-3 区のスポーツに関する課題のところでございますが、黒丸で11点の課題を提出させていただいているところがございます。

これは、素案の（案）に記載がございますが、様々、ここに至るまでにアンケート調査でございますとか、児童、生徒さんのアンケートでございますとか、調査等を行った中、または団体ヒアリングを行った中で出てきたものを課題として書かせていただいているものでございます。

そして、第3章-3 数値目標というところがございます。右側の一番上の青いラインのところですが、成人の週1回のスポーツ実施率を指標として目標値としておりまして、現状値、品川区は57.6%でございました。

中間目標値、令和7年度には、これは国の目標値が65%でございますので、まずは国

の65%以上を目指そうと。

そして、最終目標値、10年後には、これは東京都が、今、指標としておりますのが70%以上という、ちょっと高めの数値でございますが、まずは東京都が目指しているところを同じように区としても目指してまいりたいというもので定めさせていただきました。

最後に、第3章、ここが一番大事なところでございますが、施策体系のところでございます。

まず、左の四角のところの基本理念でございます。先ほど申し上げた「スポーツの力でつなぐ みんなの笑顔が輝くまち しながわ」というところの下に基本目標として4つ。基本目標の1が、誰もがスポーツに親しめる機会づくり。基本目標2が、気軽にスポーツを楽しめる環境づくり。基本目標の3、区民のスポーツ活動を広げる担い手づくり。基本目標4、新たな時代を笑顔でつなぐスポーツの推進ということで掲げさせていただいたものでございます。

その下に施策ということで、それぞれ子どものスポーツの推進や世代ごとの課題への対応が書かれていたり、スポーツ施設の適正管理など、それぞれの展開している施策を紐づけているところになります。

今回、計画で言っているスポーツの概念の定義づけだけ御説明をさせていただきます。

スポーツ推進計画素案、冊子の13ページを御覧ください。

(2)でございまして、下段に本計画におけるスポーツの定義と障害者スポーツの考え方ということで、こちらは東京都や国の考え方と同じでございます。

スポーツというのは、ラテン語の語源を踏まえましてルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけではなく、競技スポーツというものだけではなく、健康づくりを目的に行われるウォーキングや体操、遊びや楽しみを目的としたレクリエーション活動まで、目的を持った意図的な身体活動の全てをスポーツとして捉えているというところでございます。

13ページを1枚おめくりいただいた14ページのところに、障害者スポーツも同様として、パラリンピックの競技となっている競技種目だけでなく、障害のある方の健康づくりを目的としたウォーキングや体操、遊びや楽しみを目的としたレクリエーション活動まで、全ての身体活動を障害者スポーツとして捉えています。

こちらのスポーツの全てをスポーツレクリエーション実施率というものを、先ほどの数値目標で、今後、目標として進めていくというところになってございます。

概要の説明に戻らせていただきます。

策定委員会の中では、御意見が出たものとしては、学校の教育活動の中でのスポーツに関する部分の記述でありますとか、また、障害者スポーツの記述について御意見が多く出てございました。

現在、素案もそのような御意見を反映させるべきものは反映させるということで、素案の調整作業を行っている段階でございます。

素案の概要の説明は以上でございます。

それでは、鑑文の説明は、パブリックコメントの説明をさせていただきます。

6 パブリックコメントの実施でございます。こちらは、広報しながわ12月1日号、区のホームページに記事を掲載させていただき、令和2年12月1日から12月22日までの期間、閲覧場所として、この素案の冊子を区のホームページ、スポーツ推進課をはじ

め、総合体育館、戸越体育館など、また、区立図書館などにも御協力いただきまして、閲覧できるような形で場所を設ける予定になってございます。

7 今後の予定ですが、令和3年2月、パブリックコメントでの意見を策定委員会で報告し、素案を決定してまいります。

最後に、令和3年4月に計画を公表してまいりたいというものでございます。

私からの報告は以上でございます。

**【教育長】** 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

本編は量が多いので、今の説明のところを中心という形にならざるを得ないと思いますが、何かございませんでしょうか。

私から皆さんがお考えのうちに確認ですけれども、パブリックコメントをこれからとっ  
ていかれるわけですが、ここで今日、教育委員から何か意見が出たとすると、それをまた  
計画には反映できるものはしていくということによろしいでしょうか。

スポーツ推進課長。

**【スポーツ推進課長】** 今日の段階は、この場で御意見が出たものは反映していける段  
階になってございますので、何かあればいただければと思っております。

**【教育長】** ということであります。あまり熟読している時間はないかもしれませんが、  
質問等でも構いませんので、あればお願いしたいと思います。

菅谷教育長職務代理人。

**【菅谷教育長職務代理人】** 区民全体に分かるスポーツということで、大変重要で意義  
のあることだと思います。

その中で、本文を全部読んだわけじゃないですが、16ページ、17ページ辺りですか、  
これが区民のスポーツの現状で、データを載せながら書いてありますね。

ざっと見たとき、この会議は平成元年からされていて、それが蓄積されてものが作られ  
ていると思いますけれども、この1年間ということを考えて見ますと、学校教育もそうで  
すが、コロナの状況下におけるスポーツは、非常に苦しい思いをしながら子供たちがやっ  
ている。その中に、過去1年間というデータが載っていますね。これは、コロナのこ  
とをどの程度、勘案されてお書きになっているのかなど。逆に言うと、コロナは早く終わ  
ってほしいわけですね。

けれども、これからまた増えていくかもしれない。来年の4月以降に、そのぐら  
いはかかるであろうと私は予測していますが、子供たちのスポーツ、健康づくりはそれ  
で止めるわけにはいかないから、こういう計画の意義は非常にあると思うんですね。

現状の認識の中に、コロナによって子供だけではなくて、区民の皆様方がスポーツを  
できない状況にあったと、これをどのようにお考えでここに入れたのか、そのところ  
だけ教えていただきたいと思います。

以上です。

**【教育長】** スポーツ推進課長。

**【スポーツ推進課長】** こちらは、17ページの調査が、ちょうど昨年、コロナの前  
の段階で何とかアンケートがちょうど終わっていたんですね。ですので、皆さんの回答は、  
幸い、その前の1年ということでの結果にお子さんたちも大人の方もなっております。

実際、4月の状況で、この推進計画をこのまま作るのかどうかというのは、ちょっと部

の中でも議論がございましたが、あえてここで1年延ばすと、かえってまた調査が陳腐化するのではないかという意見も強かったので、このまま会議ができるようだったら進めていこうということで進めてまいりました。

あと、コロナの部分なんですけど、ちょっと申し訳ありません。本文の説明が至らなくて、お時間がなかったのでちょっと省略してしまったんですが、5ページのところを御覧いただけますでしょうか。

冊子の5ページのところに、この案を作っている段階で、コロナウイルスの感染の影響をこの計画自体も大変受けておまして、一応、5ページの⑥で新型コロナウイルス感染症の影響ということで、そういうものを視野に入れながら、スポーツ施設においては感染症防止対策のガイドラインを作成して、様々対策を取りながら、ただ、これからもこういう感染症と共存しながらスポーツ活動を継続する方法を検討、運用していきたいという思いをここに書かせていただいているところがございます。

以上でございます。

【教育長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

富尾委員。

【富尾委員】 現状の成人の週1回以上のスポーツ実施率57.6%を65%以上とか、70%以上に上げるということですけども、頂いた冊子の中でもありましたように、30代、40代の働き盛り、子育て世帯のスポーツの推進などもかなり書かれていますが、そういった年代にある人たちというのは、日常生活動作も非常に多いですし、振り返ってみても、息つく間もなく過ごす年代でもあって、さらにスポーツもしなさいとか、子供たちと関わりなさいとかいうことが、社会が整っていないとできない部分も大きいのかなと思うんですけども、そういった社会環境へのアプローチみたいなことも、このスポーツの計画の中では書かれているのでしょうか。案の中にあるのでしょうか。

【教育長】 スポーツ推進課長。

【スポーツ推進課長】 実際、やはり社会環境までのアプローチは、私どもの中ではちょっと盛り込めないの、逆に、そういう現状を捉えて区としてどのような施策を展開していくかというところを課題として捉えております。

委員がおっしゃったとおり、その世代に対しては、国も都もそこへのアプローチをどうするかというのは大きな課題になっておまして、なるべく親子で参加できるものを増やそうとか、あと、コロナの影響で様々なオンラインでのマラソンの記録の蓄積とか、そういう新しいものも出てまいりましたので、今後は区としてもそういうもので取り組んで、個人でも空いた時間の隙間時間でできるようなものとか、あとはマラソンまで行かなくても、お散歩とかそういうものも、実はスポーツとしてカウントされている統計になってまいりますので、本当に幅広く体を動かすことが何とか推進できればというものでございます。

【富尾委員】 分かりました。

【教育長】 今、歩数計とかつけて、日常の自分の運動量を計算すると、家事をやっている方というのは、結構、量的に出ているというような実態もありましょから、要は、体を動かすということが、心も併せて健康になっていくという捉え方もできると思います。

ほかの委員の方、いかがですか。



オリンピック・パラリンピックが今のところ来年に延びておりますけれども、またひとつスポーツを区民の方が考えるきっかけになるんじゃないかと思っておりますので、タイミング的にもこういったものが打ち出されるということは、いいことだと思いますね。

これは、今、学校教育に限って見ても、小学生はほぼ地域スポーツでサッカーをやったり、運動をやったりしているケースが多いですね。

中学生の運動部活動に関しても、地域の人材ですとか、外部指導者ですとか、部活動指導員ですとか、いろいろな方が入ってきて、やはり区が進めている広域的地域スポーツクラブ構想の中で、これからもスポーツというのはあるべきという感じがいたしますね。

Jリーグを見ても、それから、最近、プロ野球でもそうですが、地域というものを非常に大切にしている、そういうトップチームの状況があるので、ぜひ品川がそういったスポーツを生み出せるような機会になっていただけるといいんじゃないかと。特に、オリンピックではホッケーの会場になりますので、そんなふうにも思います。

一つだけ質問させてください。50ページです。ここは子どものスポーツの推進ということで、学校教育にも関わってくるところなんですけど、一番下、少年少女スポーツ普及事業というのは、これは庶務課でこういう事業をやっているんですか。もし違っていたらごめんなさい。

スポーツ推進課長。

【スポーツ推進課長】 ここは文字が不足していて、こちらは策定委員会で確認しましたら、校庭開放とか、学校のPTAの方が校庭開放委員会に委託してやられているものを、各課に事業調査をかけたときに庶務課さんから出していただいております、ここは文字を補足させていただく作業を、今、しております。

これですと、スポーツ推進課でやっている少年少女スポーツ普及事業、実は名前が同じものがあるんですね。中身がお互いに違っております、このところは委員会の中でも校長先生からも御発言がありましたので、もう少し具体的な記載に修正をさせていただきます。ありがとうございます。

【教育長】 そういった校庭開放等であれば理解できるころかと思えます。

それでは、品川区スポーツ推進計画（素案）及びパブリックコメントの実施につきましては、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

【スポーツ推進課長】 ありがとうございます。

【教育長】 次の議題に移ります。日程第2報告事項の2です。令和3年度の入学希望申請の状況について事務局の説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私から令和3年度の入学希望申請の状況について御説明をさせていただきます。

資料の3を御覧ください。

来年度4月、令和3年度の入学希望申請につきましては、例年どおり10月1日から31日までの期間で受付をいたしました。今回、その内容がまとまりましたので御報告をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。小学校・義務教育学校の前期課程、いわゆる来年度の新1年生の状況になってございます。

左から令和3年度、真ん中が令和2年度、一番右が令和元年度という形で状況が記されております。

この表の見方でございますけれども、一番上の城南小学校を例に御説明させていただきますと、学校名の隣に書かれています151、これが城南小学校の通学区域内にお住まいの方。住民基本台帳に載っている方が151名いらっしゃるということでございます。

その右、希望申請数の増は、ほかの通学区域から城南小学校を希望されている方、こちらが20名いらっしゃいます。その隣の減、マイナス11は、城南小学校の通学区域からほかの学校を希望されている方ということで、差引きをしますと、その隣、令和3年度の入学予定者数というのが、今のところ160名いらっしゃるということになってございます。

その隣の受入れ枠というのは、来年度、城南小学校で受入れを予定しているお子さんの数で、これは9月に新入生の保護者の方宛てに送付しました入学案内のパンフレットにも掲載しているものでございます。

これを見ますと、城南小学校の場合、受入れ枠の130人に対しまして予定者が160人ということで、予定枠を超えている状況でございますので、抽選を行うかどうかというのは、これから検討を行ってまいりますけれども、この抽選校の選定につきましては、これから各学校の希望状況を分析して決定をしてまいります。

以前ですと11月20日頃に抽選を行っておりましたので、今頃の時期には決定していたんですけれども、こちらは学事制度の見直しの関係で、今回まで経過措置、学校選択や通学区域の経過措置が設定されていることもあるものですから、少し慎重に検討するというので、昨年は1か月ほど時間をかけたんですけれども、そこまでかけなくても大丈夫かなということで、一応、予定としては11月20日頃に決めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、ここの合計欄について御説明をさせていただきます。

一番下のところ、合計の欄を御覧ください。

住民基本台帳上では、全部合わせますと3,265名の方が今年の10月1日現在の数ということになります。

このうち、その隣、区域外の学校を希望された方、自分の通学区域外の学校を希望された方が706名いらっしゃったということになります。

申請率で言いますと、一番下の欄外に21.6%と書かれておりますけれども、前年を見ますと25.1%でしたので、今年は3.5ポイントほど通学区域外の学校を選択された方は減っているという状況でございます。

続きまして、裏面、2ページ目を御覧ください。

2ページ目は、中学校と義務教育学校の後期課程、新7年生の状況について記載されたものでございます。

こちら基本的には表の1面と同じなんですけれども、中学校に関しましては、一部表が異なっているところがございます。

学校名の隣の住基台帳上の人数の隣、学区外児童数というのがございます。これは一番

上の東海中でいきますとマイナス49と書いてあるところでございます。

これも例年、御説明させていただいているところでございますけれども、こちらは義務教育学校の6年生の在籍者で、通学区域外、東海中学校の通学区域にお住まいでほかの義務教育学校の前期課程に行かれている方の数ということになります。

義務教育学校は、義務教育を9年間一貫した予定の教育を行う学校であることから、7年への進級時においては、通学区域を問わずそのまま進級できることになってございますので、この49名の方は、そのまま基本的には在籍されている義務教育学校に進級される前提で整理をしているものでございます。

ですので、1番から9番の戸越台中学校までは単独の中学校でございますので、ほかの義務教育学校に行かれている方ということでマイナスの数字が、それから、10番の日野学園から15番の豊葉の杜学園に関しましては義務教育学校になりますので、ほかの通学区域から来られている方がいらっしゃるということで、全部がプラスの数字になってまいります。

したがって、合計数は0になるんですけども、実際に該当するお子さんの数は161名ということになります。

ちなみに、義務教育学校の6年生が在籍する学校以外の学校を希望される場合には、一般と同じように希望申請をしていただくこととなります。

一番下の合計欄を見ていただきますと、10月1日現在のお子さんの数2,692名で、昨年よりも32名増えているという状況でございます。

希望申請をされた方が637名、申請率にしますと23.7%になります。昨年が24.5%でしたので、こちらは0.8ポイント微減といった状況でございます。

ちなみに、中学校の場合は例年3割程度が私学に就学するという状況がございますので、令和2年度の状況を見ていただきますと、10月1日で2,660名だという数字が入っていますけれども、実際に4月1日に入学された方は、一番右の欄で1,681名ということで、1,000名ぐらい減っているという状況になりますので、令和3年度の状況2,692名の住基台帳から例年ですと7割程度ということで、単純に計算いたしますと1,880名ぐらいになりますので、おおむねそのぐらいのお子さんが転入学をされるのかなと考えているところでございます。

今後の予定でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、11月20日ぐらいをめぐりに抽選校を決定いたしまして、申請者に通知をする予定でございます。

また、抽選につきましては、12月の頭頃、まだ抽選校等が決まっておきませんので、場合によっては11月末ぐらいから始まるかもしれませんけれども、状況に応じてその辺りの時期を想定しているところでございます。

抽選結果につきましては、12月の本委員会に間に合えばお知らせをしますし、もし間に合わなければ、その後の直近の委員会で御報告させていただければと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**【教育長】** 説明が終わりました。質疑等があればお願いいたします。

富尾委員。

**【富尾委員】** 希望申請の割合が減っているようですが、その理由はこういったことが

考えられるでしょうか。

【教育長】 一番下の欄になりますでしょうかね。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 正直、小学校のほうは学事制度の変更においても、学区域が変わったわけではないので、直接的にその辺の影響があるのかどうかというのは、微妙なところではあるんですけども、一つは、連携校の関係で中学校とグループ化をしたということもございましたので、従前まで入りたかった中学校があって、それに合わせて申請された方とかは、少しその辺が減ってきたといったことが、もしかしたらあるのかなとは考えているところでございます。

ただ、なかなか厳格に選択の理由が、今の時点でアンケートを取っているわけではないので、明確ではないというところではございます。

【教育長】 学事制度の答申が出て、経過措置が2年間あってやってきている状況がありますので、2年前と比べてみるとポイント数的には大分落ちてきているところがある。

保護者の方の選択が、学校選択はありますけれども、地域、地元の学校へという視点になっているということも言えるのかもしれないね。

ほかにいかがでしょうか。

数字だけを見ると心配な状況が感じられる人もいるのではないかと思います。

では、私から一つ。合計の人数を見ますと、昨年度と新1年、それから、7年の予定の数としては、それほど増にはなっていない。要は、品川は人口が結構増えているという状況があるんですけども、その前の年の増に比べると頭打ちというか、それほど増加していないというのが現状なんでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 ここ数年、品川区の場合には、人口の流入がかなり多くて、毎年数百人規模でお子さんの数が増えているような状況もあったんですけども、報道でも今年の夏場ぐらいまでは、ほかの区がコロナの影響で転入が大分減ってきているという話があった中で、品川はまだ転入が多いという状況があったんですが、直近で見ますとやはり転出のほうが増えているという状況がございまして。

ですので、少しその辺が落ち着いてきているのが、一つの要因であると考えています。

【教育長】 地方に回帰しているという状況があるんでしょうかね。そうですか。

委員の方、いかがでしょうか。

特にありませんか。

では、最後にまた私のほうから。中学生のほうは、3割、私学へというところがあるので、恐らく飲み込めるだろうという見通しが立つかと思うんですが、小学生のほうは、昨年と比較すると150人ぐらいは私学等に流れているという状況はあるものの、結構受入れ枠を拡大しているとは申せ、ぎりぎりという感じがします。

中でも、既に住基台帳上、受入れ枠を超えている学校が結構ありますよね。この辺の教室は大丈夫でしょうか。

学務課長。

【学務課長】 幾つか住基台帳の人数が受入れ枠を超えている学校がございまして。先ほ

ども申し上げた城南小学校なども、受入れ枠を住基台帳自体が超えてしまっているという状況がございます。

ただ、学区等にお住まいのおさんは、全て必ずその学校ではお受けをするという前提でございますので、仮に、今の見込みとしてはこの形で何とか飲み込めるのではないかと考えているところではあるんですけども、仮にこの数を超えてしまったりして、教室が足りないということになれば、何らかの手だてを打って、教室を必ず確保して受入れをするということで対応してまいります。

**【教育長】** 区域の子供たちは希望があれば全て受け入れる体制をつくるということですね。

1年生が35人学級設定になっておりますでしょうかね。そこの弾力的な扱いということを考えているのかと思います。

それでは、御質問がもうないようであれば、令和3年度入学希望申請の状況につきましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【教育長】** では、本件も了承いたします。

次は、日程第2報告事項の3、多子家庭学校給食費補助金交付事業における税法上の未婚のひとり親の取扱いについての説明をお願いいたします。

学務課長。

**【学務課長】** それでは、多子家庭学校給食費関係の御説明をさせていただきます。

資料の4を御覧ください。

昨年、みなし寡婦ということで、税法上の取扱いの関係で、ひとり親の家庭において結婚をされていた経緯があって、御離婚されたり、死別されたりした場合には、寡婦ということで税法上の控除を受けられる。

それに対して、結婚したことがないひとり親の場合には、そういった対応がないということで、その辺の公平性の問題から、区としてそこに関わる区の事業に関しては、一律、洗い出しをしまして、教育委員会におきましては、多子家庭の給食費補助の制度がそれに該当するというので、寡婦の扱いにされないひとり親についても同じ扱いをするということで、取扱いを変えたところでございます。

その後、国のほうで今年に入りまして、税法の取扱いが変わりまして、過去の結婚歴等にかかわらず、未婚の親に関しては一律で取り扱うということになりました。

したがって、特別な取扱いを区としてする必要がなくなってきたということがございますので、今回、昨年度取扱いを変えた部分について、またそういった部分を改正するというものでございます。

なかなか分かりづらい話ですけども、具体的には、1枚資料をおめくりいただきまして、新旧対照表がでございます。

昨年、この第3条所得制限の取扱いで、旧を見てくださいと、第2項のところで寡婦の取扱いを、結婚歴のないひとり親に対しても適用していくという形で規定。それから、第3項では、手続は別に定めるということで改正をいたしまして、おめくりいただきまして、廃案予定と書いてございますけれども、別に要件の設定をしまして、その取扱いをしてきたところでございます。

今後として、先ほど申しましたように税法改正がございましたので、この取扱いをあえてする必要がなくなったということで、今回、要綱の改正及び要領の廃止ということで取扱いをするということでございます。

ちなみに、この多子家庭の給食費補助に関しては、所得の制限が非常に高くなっているものがありまして、控除が一切ない場合でも、収入ベースでいくと1,000万円を超える御家庭も対象にしているというところがございます、実際には、この取扱いを受けた御家庭はなかったという状況でございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

昨年度の段階では、法律改正というのは予測されなかったんでしょうかね。

学務課長。

【学務課長】 昨年度の段階では、その見込みがなかったもので、区として全体でそういった対応を統一的に取るということで一律で対応してきたものでございますけれども、今回、こういった形になりましたので、各所管でそれぞれ対応を図っているところでございます。

【教育長】 どうですか、委員の方々。

特にありませんでしょうか。

この周知方法としては、ホームページ以外、例えば広報とかそういうもので特に周知する予定はありませんか。

【学務課長】 品川区の生活全般に係ることでございますので、この事業だけ取り出して、あえて広報等で取り扱う予定はないんですけれども、全体の中でそういった取扱いであれば、その中で一緒に入れ込んでいただくということで対応していければと思います。

【教育長】 分かりました。それでは、多子家庭学校給食費補助金交付事業における税法上の未婚のひとり親の取扱いにつきましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

日程第2報告事項5、令和2年秋の叙勲受章者についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料の6を御覧ください。

令和2年秋の叙勲の受章者についてでございます。

この度、瑞宝双光章を受章された元校長先生がおります。受章されたのは、濱口博幸様、72歳でございます。

最終職歴が品川区立城南中学校(品川学園)校長となつてございますが、区内での勤務歴といたしましては、平成8年から4年間、荏原の第六中学校、平成12年から平成17年3月31日まで東海中で5年間。それから、平成17年から平成20年3月31日まで城南中となっております。

平成20年から平成24年、城南中で再任用を4年間ということですが、この間、城南中は平成23年4月1日に小中一貫校、品川学園となつてございまして、そこの段階で初代校長ということになってございます。

ちょうど品川区のほうで一貫教育を進めて一貫校をつくつたというときに、大きくその

推進に寄与されたということでございます。

それ以外にも、東京都の中学校長会職員対策委員長、あるいは品川区プラン21推進委員の委員長、それから、中学校の校長会会長などを歴任したということでございます。

説明は以上です。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればお願いいたします。

ありませんでしょうか。

これは大変栄誉なことと思いますが、この瑞宝双光章の選定基準というのは、特にあるでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 瑞宝双光章というのは、いわゆる叙勲の中でも幾つかあって、その中でも学校において、教育または研究に直接携わるもので功績のあった者ですとか、社会福祉に直接寄与するとか、そういった種類があって、あとはこちらの推薦で校長歴だとか、実績だとか、そういったことを加味されて受章に至ったと考えているものでございます。

【教育長】 なるほど。分かりました。

それでは、令和2年秋の叙勲受章者につきまして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承をいたします。

次は、日程第3、その他です。

令和2年12月、3年1月、それぞれの行事予定について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料7を御覧ください。

令和2年12月と来年1月の行事予定でございます。

12月につきましては、上神明の80周年の記念行事がございます。

定例会は、12月8日、1回ということで予定をしております。

1月につきましては、12日、26日にそれぞれ定例会を予定しておりますが、26日は、一応、予備日に設定させていただいているものでございます。

説明は以上です。

【教育長】 説明は終わりました。質疑はございますでしょうか。

皆様のスケジュールは大丈夫でしょうか。

【塚田委員】 ちょっと関係ないかもしれないけれども、今年は賀詞交歓会はないんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 一応、1月5日に予定されています。場所はいつもきゅりあんのイベントホールで行っていましたが、今回は大ホールで式典形式、飲食なしと聞いております。要するに、大ホールで御挨拶とかを短時間でやる、そんな予定でございます。

【塚田委員】 そうですか。5日ですか。

【庶務課長】 ええ。仕事始めの翌日というようなことで、大体、それは決まっておりますので、午前中ということになります。お願いいたします。

【教育長】 教育委員の皆様にも御案内は行きますか。

【庶務課長】 行きます。

【教育長】 飲食はなしでということなんですか。

【庶務課長】 飲食はなしです。

【教育長】 そのほかにいかがですか。

例年、1月の校長連絡会では、教育委員の方で御出席いただける方には御出席をいただいているという状況があると思うんですが、今年度は、12日に予定されておりますが、どうされますか。

庶務課長。

【庶務課長】 一応、第1回目の校長連絡会は12日の9時半にありますので、そちらのほうは、もし参加していただければ、この日は2回、9時半と2時ということになってしまうのですけれども、新年の御挨拶ということで参加できる委員の方は出席していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 じゃあ、またそれも御案内するということによろしいですか。

【庶務課長】 はい。

【教育長】 今度は、御挨拶していただく方は特にないということによろしいですかね。

【庶務課長】 はい。

【教育長】 そのほかにも、例えば1月22日、金曜日には研究学校の発表会ということで、第四日野小学校の発表会が行われます。ただ、こういう状況なので、授業公開もリモートで行うという話を聞いておりますので、また近々になったら、これはセンターから御連絡が行くようになりますでしょうかね。

御殿山小学校の研究発表会は紙上発表ということで、実際の公開発表は中止になっております。

それでは、令和2年12月、3年1月の行事予定について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承をいたします。

事務局からそのほかに何かありますか。

【庶務課長】 特にございませぬ。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思っておりますので、傍聴の方は御退出願ひます。

— 了 —